

山浦町の分譲住宅4戸の入居者を募集しています。申込みは3月22日～24日。くわしくは市役所建設課(③3111)か佐賀県住宅供給公社(佐賀⑤2261)におたずねください。

工場など音の高さを測定

基準以上は3年以内に改善の義務

騒音規制法により鳥栖市全域の工場騒音が規制を受けることは、2月15日の市報でお知らせしましたが、この法にもとづいて市公営係は、製材所と印刷所または製粉工場など騒音を出す機械のある46の工場や事業場に特定施設設置届書を出してもらいました。この届書にもとづいて今後、公営係は音量の測定を行います。測定場所は工場などの敷地の境界線上と決められています。

測定には、このほど市が33万円で購入した高速度レベルコーダーが活躍します。音量測定の結果、基準以上の大きな音を出す工場等には、市長が施設の改善動作をし、なお3年たっても改善されないときは改善命令を出すことになっています。それでもなお改善しなければ、騒音を出している機械の一時使用停止を命じることができ、この命令に違反すると、1年以内の懲役または、10万円以下

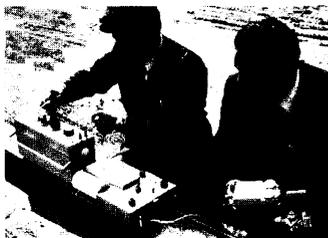
の罰金ととられることとなります。施設改善には、相当な資金が必要ですが、このため県は、公害防止設備資金貸付制度を設けています。これは従来あった中小企業設備近代化資金や国民金融公庫の貸付を補う制度で、貸付限度は2,000万円、貸付期間10年以内となっております。貸付金額のうち300万円までの部分は無利子、300万円をこえ1,000万円までの部分については年3.5%の利率の特典があります

騒音を規制される
特定施設
特定施設と定められている、次のような施設のある事業所または、今後事業を
音量を測定する高速度
レベルコーダーのテストをする市公営係員

始める場合は、特定施設設置届書を市に出さなくてはなりませんので、まだ出していないところは、市総務課公害係にくわしくおたずねのうえ、提出してください。

- 1 金風加工機械
①圧延機械②製管機械③ペンディングマシン④液圧プレス⑤機械プレス⑥せん断機⑦鍛造機⑧ワイヤーフェーミングマシン⑨プラスト⑩タンプラー
- 2 空気圧縮機および送風機
- 3 土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機ふるいおよび分級機
- 4 織機(原動機を用いるもの)

- 5 建設用資材製造機械
①コンクリートプラント②アスファルトプラント③コンクリートブロックマシン
- 6 穀物用製粉機
- 7 木材加工機械
①ドラムバーカ②チップパー③砕木機
- ④帯のこ盤⑤丸のこ盤⑥かんた整抄紙機
- 9 印刷機械(原動機を用いるもの)
- 10 合成樹脂射出成形機
- 11 鋳造型型機(ジョルト式のもの)
- 12 クーリングタワー



CO測定 朝8時ごろが最高

県は国道34号線わきの鳥栖警察署警根崎派出所に、大気汚染監視用の自動測定器を設置しました。同派出所付近は、朝7時から8時までがもっとも車の混雑が激しく、この時間に交通整理をなさるおまわりさんは、車の排気ガスのため、30分ほど目が痛むといっています。設置した装置は、一般化炭素の瞬間値と、1時間の平均値を自動的に記録するもので、値段は330万円。ラッシュ時の瞬間値は20PPMにもなることがありますが、1時間平均では4PPMぐらいです。雨が降ると、24時間測定の場合の1時間あたりの基準値は10PPMになっています。

不在者投票が簡単に

このたび選挙法が改正され、不在者投票のしかたが簡単になりました。今までのようなややこしい証明もらさず、本人が選挙管理委員会にいて宣誓書に理由と住所、氏名などを書くだけでよくなりました。不在者投票の期間は次のとおりです。
1 県知事 3月17日(告示日)～4月10日
2 県議 3月30日(告示日)～4月10日
不在者投票用紙の請求は上記の告示日前からできます。

こんな人は不在者投票をいたしましょう
(1)投票当日、他の市町村で仕事に従事する場合。また市内であっても、自分の投票区と違うところで仕事をする場合
(2)投票当日、やむをえぬ用件で、市外に旅行したりまたは滞在する場合。たとえば親類の法事や新婚旅行、職場旅行。
(3)病気、負傷、妊娠などのため、投票所に行くのが無理なとき。

- (2)直線目盛 10規以下 5円
10規以上 10円
(3)合示動はかり 100規以下 60円
200規以下 70円
500規以下 110円

はかりの検査曜日

検査日	場 所	時 間
4月5日	農協館 支所	9:30～11:30
4月5日	〃 旭 支所	13:00～15:00
4月6日	〃 田代支所	9:30～15:00
4月7日	〃 基里支所	9:30～15:00
4月8日	〃 西町倉庫	9:30～15:00
4月9日	中央 公民館	9:30～15:00

ガンの検診早目に 検診料の半額は市負担

ガン検診を次のとおり行いますので、希望者は市役所衛生課に申込んでください。早期発見、早期治療こそガン撲滅のもっとも大切なことですから、年2回は受診するようおすすめします。検診料は1人500円ですが、半分の250円を市が補助しますので、当日印鑑を持ってきてください。

胃ガン検診 4月23日(金)、申込

みは4月17日まで。
子宮ガン検診 4月27日(火)、申込
みは4月22日まで。

45年度の検診状況

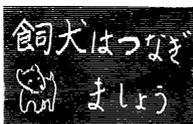
区分	受診者	精密者	ガンと診断された人
胃ガン	314人	57人	2人
子宮ガン	136人	6人	0
合 計	450人	63人	2人

保険証の交換はじまる

3月17日から月末まで、国民健康保険証の新旧交換を行いますので、お忘れなく現在の保険証を持っておでかけください。日どり、場所は、3月1日のとす市報に掲載のとおりです。

3月は大火のシーズンです

火 事 は 1 1 9 番
事 件 は 1 1 0 番へ



危険物取扱主任者の試験

乙種第四類の危険物取扱主任者試験が5月9日(日)、佐賀龍谷学園で行われます。願書受付は3月22日から4月3日まで。受験準備講習会を4月15日、16日の2日間、鳥栖市役所3階大会議室で行います。くわしいことは、鳥栖市消防本部(電話②2870)第二予防係におたずねください。

はかりの検査をぜひ

46年度の計量器(はかり)の検査が次のとおり実施されますので、営業用または証明用に使っている計量器は、必ず検査を受けてください。営業用以外のものが希望する場合は検査を受けられます。

《検査料》
(1)直示天びん 20規以下 30円
100規以下 50円

引揚者特別交付金の請求、近くしめきり

終戦により外地から引揚げた人で終戦日まで1年以上外地に居住していた人は引揚者特別交付金が請求できます。この手続き期限は3月31日までですから、未請求の人は急いでみてください。

〔福祉事務所社会係〕
電話③1111 内線246

ガン相談日を開設

日 時 3月23日 午後1時30分から約2時間
場 所 鳥栖市役所2階第5会議室
内 容 映画、医師との個人相談
主 催 佐賀県対ガン協会
鳥栖市、鳥栖三養基医師会

中心街で土地立入り

建築基準法の改正に伴い、都市計画の基礎調査のため、市都市計画課は市の中心地区で土地に立入って調査を行います。どうぞ協力ください。期間は3月末までの予定です。

都市計画課

県知事、県議会議員選挙の投票日 4月11日(日) 県知事選挙 3月17日 県議選挙 3月30日

折られたサクラも植えかえ

整備進む朝日山公園

遊歩道にバイク乗れないで

朝日山の中段にブランコ、スベリ台、池などのある広場ができました。朝日山の公園化は、市が44年度から5か年計画で取組んでいる事業で、44年度に事業費510万円、45年度に600万円を投入しました。

ことしは延長267㍍、幅2㍍の遊歩道をつくり、約1100平方㍍の広場を整備してブランコ、スベリ台、ジャングルジム、遊動角木それぞれ1基を設けました。また中央には直径約10㍍の池を掘

り、広場のまわりにサツキ、ヨシノザクラ、トベラなど約50本を植えています。このほか登り口から配水池までの道路約400㍍を4㍍幅で舗装し、昨年いたずらで折られたサクラ22本も植え替えました。

遊具や木をきずつけないようにいたしましょう。また遊歩道にバイクを乗り入れて遊んでいる人がありますが、危ないうえに道がいたみますので止めてください。



舗装ができた朝日山登山道

市内生産者による 花と木の展示即売

市内の農家が意欲的に研究栽培している花や苗木を市民のみなさんに見てもらおうと、「花と木の展示即売会」が行われます。ほかに園芸資材、見本園、鉢物などが展示されますので、多数お出かけください。

- ▼期日 3月20日(土)～同28日(日)
- ▼時間 午前9時～午後5時
- ▼場所 市役所前広場
- ▼主催 鳥栖市、鳥栖基山農協、鳥栖市花卉園芸組合、鳥栖基山緑地池園組合

「杉町バレエ鳥栖教室」は、5月30日(日)の第1回おさらい会を目ざしてレッスンに生けけんめいです。同教室開設1周年記念のおさらい会で、プログラムは「幼児のための小品」「バレエ小品集」。

同教室は毎週日曜日、午前10時から正午まで、木町公民館で練習をしており、ペーパークラス(3歳～6歳)

でおさらい会

初等Bクラス(小学生)、Aクラス(中学生以上)に分かれています。今、生徒を募集していますので次のところへお問合わせください。

- 本町西一丁目 高尾洋服店 ②338
- 松原町(月の友の会) 河内 ④4314
- 佐賀市水ヶ江町 杉町バレエスタジオ ②09522③5451

農業者の職業相談所を開設

農業をやめて他の職業に就職を希望する人にたいし、離職相談の相談と就職援助を行う専門の相談員が、鳥栖公共職業安定所に2月1日から置かれました。どうぞご利用ください。

- ①場 所 鳥栖公共職業安定所2階(元町、電話③3108)
- ②相談員 山内政米(曾根崎町、自宅電話③3537)
- ③相談日 毎週 月、水、金曜
- ④相談内容
 - (1)離職転職希望者等にたいする求人情報、職業知識の提供
 - (2)離職転職および出かせぎ就労にかかる各種施策の周知

③離職転職に関する一般的な生活相談
④職業相談ならびに職業指導
⑤農村人材銀行の仕事も職業安定所の2階で行っています。

県勢要覧

佐賀県統計協会がつくった45年版「佐賀県勢要覧」と「佐賀県のすがた」を市役所総務課でおわれています。部数が少ないので早目におもてくださいます。

＜佐賀県勢要覧＞
佐賀県のおもな統計を1冊にまとめた総合統計書。内容は気象、人口、産業、金融、県民所得、建設、運輸、通信、教育、文化などあらゆる統計がいっぱい。A5判228ページ、500円。

＜佐賀県のすがた＞

【学生服の選びかた】

次の方に注意し、必ず店で着せてみましょう。

- (1)繊維は何かを、品質表示ラベルで調べ、せんたくや、手入れの仕方を表示で確かめ、手帳にできるものを選ぶ。
- (2)布目が正しく裁断されているもの。
- (3)えりが落ちついてすっきりしている。
- (4)よい芯(しん)が使われ、そでつけが無理なくついているもの。
- (5)ボタンホール、ポケットの縫いかた

がきれいなもの。
(6)着たとき、上衣のすそがまくれない。
(7)ぬいしろが十分とられ仕末がよいもの。

鳥栖市消費生活相談係(市役所商工課内)

消費生活相談係は月曜、水曜、金曜に開いています。買物の苦情や相談などをお待ちしています。電話でもお受けします。(電話③3111 内線241、242)

県のことごとく目と目でわかる県勢要覧のダイゼスト版。B6判24ページ、色ずりの佐賀県地図(15万分の1)がついています。180円。

困ります市報の選配

「市報がおせい」と先日から回数係に電話がありました。ある町では回数板つづりに市報をはさんで、各戸が1枚づつとるようになっていくが、回覧が回って来るとは相当な期日がかかるので困るという話でした。

係では遅くとも1日と15日には嘱託員さん宅に届けていますから、班長さんと月番の人も、せめて2、3日後には全戸に市報が届くようご協力ください。

市報には、子どもの予防接種の期日はじめ、大切なお知らせがのっています

で、期日が過ぎてはたいへん迷惑をかけることになっています。くれぐれもよろしくお願ひいたします。

企画統計係

新嘱託員決まる

- 高木町一吉田万蔵さん
- 鉄道宿舎一山口勝二さん

定例市議会ひらく

3月12日から、新年度の予算案などを審議する定例市議会が開かれています。

前号訂正 老齢年金の繰上げ受給のうち減給額がまちがっていましたので、次のとおり訂正いたします。

- ▼60歳以上64歳未満 42%→2万5,200円
- ▼61歳以上62歳未満 35%→2万1,000円
- ▼62歳以上63歳未満 28%→1万6,800円
- ▼63歳以上64歳未満 20%→1万2,000円
- ▼64歳以上65歳未満 11%→ 6,600円

「新都市計画法理解」のために、訂正

3月5日に発行した「新都市計画法理解のために」のうち、次のとおり誤りがありましたので訂正いたします。

- ▼「米の買上制限はない」の記事中、「現在のような計画はないそうです」とあるのは「現在そのような……」に訂正。
- ▼「市街化区域の固定資産税負担を調整する方法」の記事中、「〇市長長は……」とあるのは「〇市町町長は……」に訂正。

4月は、かわい子どもたちが、小学校に入学したり幼稚園や保育所に入園する時期ですが、悲しいことに、このころは例年子どもの交通事故がもっとも多くなる時でもあります。次のような注意で、子どもを交通事故から守りましょう。

＜通学路を子どもといっしょに＞
入学式や父兄会には車をやめて、毎日子どもが通う道を自分で歩いてみましょう。少しくらい回り道でも、安全な道順を選び、危い場所、注意すべきことからを実地に教えてあげましょう。また街頭で指導にあたる交通指導員やPTAの人たちにお礼をいうにもよい機会です。

＜早起きで安全に＞
子どもには早寝早起きを習慣づけ、朝はゆっくりとした気持ちで登校させましょう。遅刻しそうなったり、忘れものをしたり、出がけに小言をいわれたりしたとき

通園、通学はゆったりとよい気分で

＜新入生の交通事故対策＞
子どもは事故を起こしがちです。

＜飛び出しに注意＞
子どもの交通事故でいちばん多いのは道路を横断するときの急な飛び出しです。子どもは、まわりの状況を忘れて目的に向かって突進したり、途中で止ま

たりします。横断するときは必ず立ち止まり手をあげて安全を確かめてから、さっさと渡るように教えましょう。

＜帰ってからの危険＞
新しい友だちもでき、遊びまわる範囲も、これまでよりぐっと広がります。

子どもが帰ってからどこでどんな遊びをしているか、危険はないか、確かしましょう。とくに自転車に乗る場合は十分注意してください。

＜おとなが正しい通行を＞
子どもは親の通行方法をまねします。子どもに見習われてもよいように、おとうさん、おかさんが日ごろから正しい通行方法を身につけましょう。